

第二期御殿場市子ども・子育て支援事業計画の策定について

<子ども・子育て支援事業計画の策定について>

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定されている法定計画で、5年を一期として市町村が定めるものとされています。

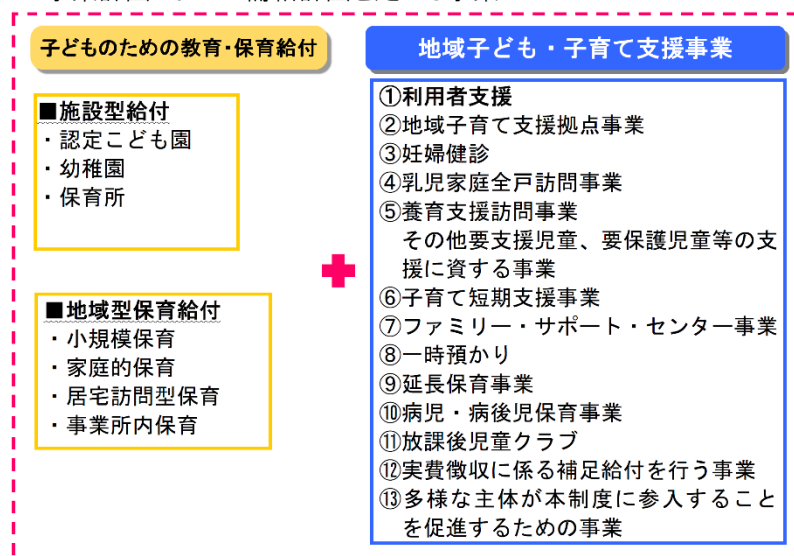
現在、第一期計画により事業が推進されているところですが、今年度は当該計画の最終年であるため、次の5年間の事業推進を図るべく、令和2年度を始期とする第二期計画を策定するものです。

なお、事業計画は右表のようなサイクルで策定・推進されます。

計画の策定サイクル

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
・計画策定											
	第一期計画推進期間										
			・中間見直し								
					・ニーズ調査(事業ニーズ把握のためのアンケート調査)						
					・第二期期計画策定						
						第二期計画推進期間					
								・中間見直し			
										・ニーズ調査	
											・次期計画策定

<事業計画において需給計画を定める事業>



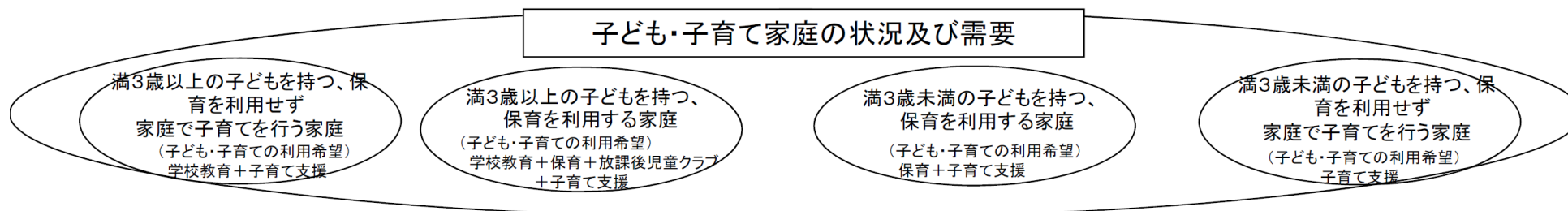
<事業計画について>

事業計画では、計画期間における子どものための教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズ(「量の見込み」)を把握し、当該ニーズに対応する供給体制(「確保方策」)を計画的に実現していきます。

計画では事業の提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定める必要があります。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）



需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ＜1号＞
- 保育の必要性あり（3－5歳）＜2号＞
- 保育の必要性あり（0－2歳）＜3号＞

<確保の内容・実施時期>

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例）「保育の必要性あり（3－5歳）＜2号＞」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

（○年度に○人分）

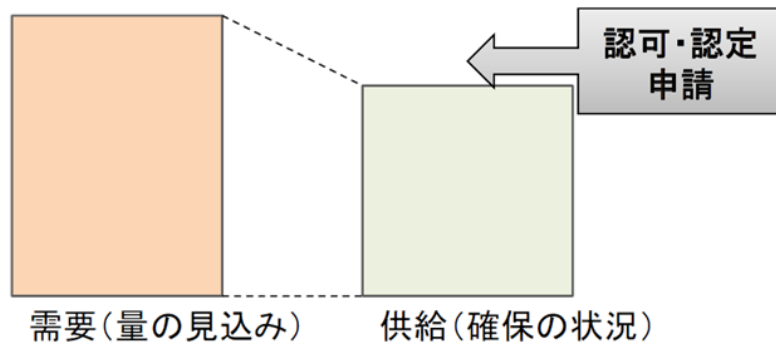
- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

自治体計画と認可・認定の関係 ①

- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。
 - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
 - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）
需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 認可・認定を行わないことができる（＝需給調整）

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる

